［条を削る。］

（警務課）

**第百二十五条**　［略］

［一～十一　略］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十五条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［略］

（広域調整第一課）

**第百二十九条**　［略］

２　広域調整第一課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局にあつては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

［一～三　略］

（関東管区警察局サイバー特別捜査部の分課）

**第百三十四条**　関東管区警察局サイバー特別捜査部に、次の二課を置く。

企画分析課

特別捜査課

（企画分析課）

**第百三十五条**　企画分析課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　重大サイバー事案に対処するために必要な資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。

三　重大サイバー事案に係る犯罪の捜査のうち前号に掲げる事務と一体的に行うことが適当なものに関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事務に関すること。

（特別捜査課）

**第百三十六条**　特別捜査課においては、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務（企画分析課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

**第百三十七条～第百四十一条**　［略］

（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）

**第百二十三条**　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほか、次の五課を置く。

警務課

監察課

会計課

広域調整第一課

広域調整第二課

２　前項に規定する首席監察官及び課のほか、東北管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、中部管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を置く。

（警務課）

**第百二十五条**　［同上］

［一～十一　同上］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十三条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［同上］

（広域調整第一課）

**第百二十九条**　［同上］

２　広域調整第一課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局にあつては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

［一～三　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

**第百三十四条～第百三十八条**　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］